

お知らせ

Webによる登記手続案内の開催について

法務局が久米島町民を対象に、土地や建物の相続、売買、贈与などの手続に関してwebによる登記手続案内を開催しますので、お気軽にご利用ください。

日時 9月16日(金)

午後1時～午後4時半

場所 仲里庁舎1階会議室

取扱事務 不動産登記申請に関する手続案内のみ
(事前予約制)

お問合せ

那覇地方税務局 税務課
☎85417950
☎98517127

9/1～10/10の主な日程

1	木	・区長会 ・防災の日
2	金	・久米島町肉用牛共進会
3	土	【記念日】球美の日(久米島観光の日) ・沖縄県議会議員補欠選挙期日前投票(～10日)
4	日	・救急医療週間～10日 ・久米島マラソン町制20周年記念シンポジウム「市民マラソンとまちづくり」
8	木	・無料法律相談(予約制)
9	金	・工工四の日 ・救急の日
10	土	・兼城獅子舞(拝所回りのみ)
11	日	・沖縄県知事選挙投票日 ・沖縄県議会議員補欠選挙投票日
16	金	・webによる登記手続き案内(予約制)
17	土	・夏休み子ども作品展(～10/9)
18	日	・肉用牛セリ市
19	月	敬老の日
23	金	秋分の日
25	日	・久米島の久米仙杯パークゴルフ大会、3×3大会
26	月	・農業委員会総会
28	水	・乳幼児健診、5歳児健診～29日
10月		
3	月	・区長会
7	金	・児童手当支給
10	月	スポーツの日



自衛官等募集のご案内 広告

募集種目	受験資格	受付期間	試験日(1次)
自衛官候補生(男女)	18歳以上 33歳未満	年間を通じて 行っています。	受付時にお知らせします。

【お問合せ】自衛隊沖縄地方協力本部 ☎098-866-5457

認定農業者とは…



農業経営基盤促進法に基づき、市町村が地域の事情に応じて効果的・安定的な農業経営の目標を示した「基本構想」を作成します。基本構想の目標を目指して、今後10年間の「農業経営改善計画書」を作成し、市町村から認定された経営体(個人または法人)が認定農業者です。

久米島町で認定農業者になるためには…

認定農業者の認定基準として5年以上の農業従事と目標年間労働時間、目標年間農業所得の実現が可能かを定めています。本町の「農業経営基盤の強化の促進に関する基本構想 第1 農業経営基盤の強化の促進に関する目標 3」より、【地域における他産業従事者並の生涯所得に相当する年間農業所得(主たる農業従事者1人あたり310万円程度[所得-経費=農業所得])、年間労働時間(主たる農業従事者1人あたり2000時間程度)の水準を実現できるもの】と記している。

5年以上の農業従事 + 目標農業所得が実現可能 + 目標労働時間が実現可能



上記の3点を踏まえ10年の農業改善計画書の提出が必須になります

認定農業者になるメリット

認定農業者には受けられるメリットは多くあります。機械導入の制度活用や、導入時に各金融機関より長期低金利での資金融資等に役に立ちます。現在活用の予定がない場合でも早めに申請・認定を受けておくことで、急な出費時に資金活用などすぐ取り組め申請期間を省けるためすぐに対応することができます。

注意点

認定農業者の認定期間は認定を受けてから5年間です。過去に認定後更新をしていない方やこれから認定が切れる予定の方は再認定を受けていただけるようお願いいたします。

お問い合わせ先 産業振興課 農政水産班 ☎098-985-7134